

在宅障害児者受入体制整備事業について

令和3(2021)年6月1日
栃木県保健福祉部障害福祉課

1 事業の概要

在宅障害児者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院し、介護者が不在となった場合に、濃厚接触者の障害児者の生活に支障が生じることのないよう、障害福祉サービス事業者の協力を得て短期入所施設等において受入を行います。

2 受入対象者

障害児者の介護者が新型コロナウイルス感染症に感染して入院し、介護者が不在となった障害児者で濃厚接触者だがPCR検査の結果、陰性である方、かつ、本人のみでは在宅等での生活が困難である方または困難であると思われる方。

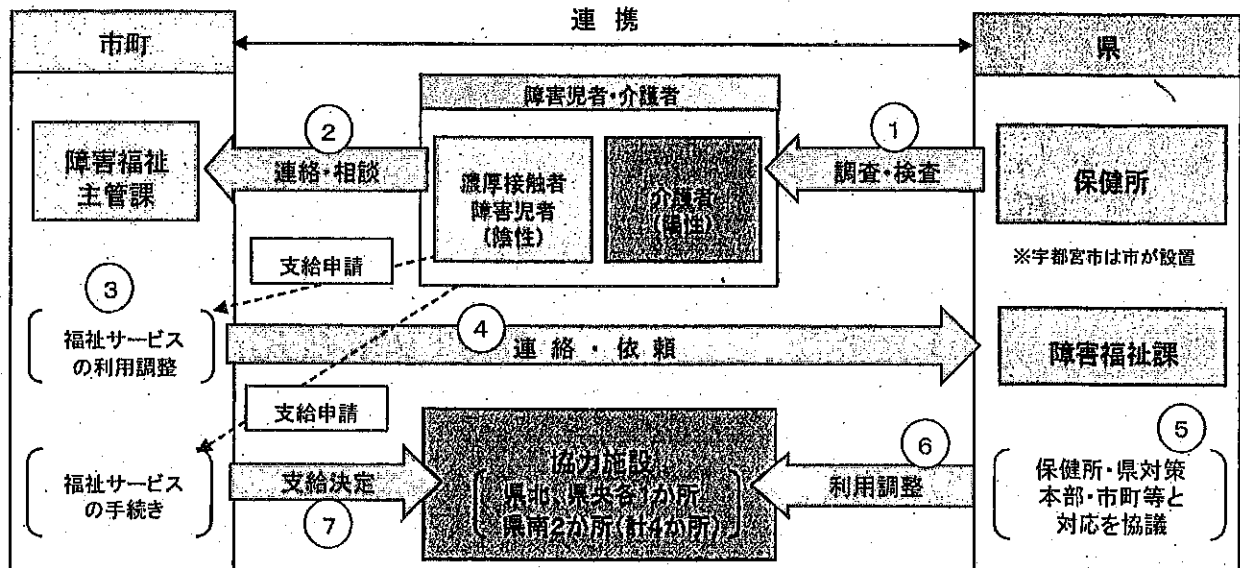
3 受入施設

県北、県央各1か所、県南2か所(計4か所)

4 受入体制

障害福祉サービス事業者の協力を得て、県障害福祉課、保健所、県新型コロナウイルス感染症対策本部、市町が連携し、障害福祉サービスの利用調整等を行うことにより、障害児者の生活を確保していきます。

○障害児者の受入スキーム図



5 費用負担

県は、濃厚接触者を受け入れる障害福祉サービス事業者(協力施設)に対して、居室確保や受入に係る経費を補助します。

6 事業開始日

令和3(2021)年2月1日(月)開始 ※令和3(2021)年6月1日(火)県南1か所追加